

旭川市報道依頼

各報道機関様

発表日	令和3年5月20日
発信課	福祉保険部指導監査課
担当者	金内
連絡先	電話 0166-25-9849 FAX 0166-25-9090 E-mail shido-syougai@city.asahikawa.lg.jp

分類	<input type="checkbox"/> イベント・行事 <input type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input type="checkbox"/> 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <small>(該当する分類を囲むこと。)</small>
日程	月 日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	別紙のとおり
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について」1枚</small> <small>(有・無のいずれかを囲むこと。)</small> <small>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</small>
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	令和3年5月20日発表

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

〔令和 3年 5月 20日
旭川市福祉保険部指導監査課〕

1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者である合同会社滴に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づく行政処分を令和3年5月17日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法 人 名： 合同会社滴
代 表 者 名： 代表社員 川口 和敏
所 在 地： 旭川市神居6条3丁目2番17号 神居6・3コーポ102号室

(2) 事業所

事 業 所 名： ヘルパーサポート「しづく」
所 在 地： 旭川市神居6条3丁目2番17号 神居6・3コーポ102号室
サービス種類： 居宅介護及び重度訪問介護
指定年月日： 平成27年7月1日

3 処分内容

- ・指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。
サービス種類： 居宅介護及び重度訪問介護
根拠 法 令： 障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第10号
指定取消年月日： 令和3年5月31日

4 処分の原因となる事実

(1) 不正請求

平成30年4月から令和2年8月までの間に、指定居宅介護のサービス提供記録等の介護給付費算定に必要な書類を作成していないにもかかわらず、不正に介護給付費を請求した。

(2) 著しく不当な行為

令和2年9月15日に実施された実地指導において、虚偽の理由で延期の申し入れを行い、遡及してサービス提供記録等の作成を行うという、著しく不当な行為をした。

5 処分に伴う返還額等

5,592,370円

※ 障害者総合支援法第8条第2項の規定により、返還させる額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。

なお、上記返還額は、監査対象期間の平成30年4月から令和2年8月サービス提供月に係る介護給付費の額であり、それ以降の介護給付費については、別途関係市町村が返還額を確定することとなる。